

議案第二号

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「処分に」を「処分又は開示等の請求に係る不作為に」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立てが」を「当該審査請求が」に、「当該不服申立てに係る処分を取り消す」を「裁決で、当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部の開示等をする」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求について裁決」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この条例の規定による処分又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区個人情報保護条例第三十条の規定は、この条例の施行の日以後になされた実施機関の処分又はこの条例の施行の日以後になされた開示等の請求に係る実施機関の不作為に係る審査請求について適用し、同日前になされた実施機関の処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(説明)

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行を踏まえ、規定を整備する必要があります。そのため、本案を提出いたします。